

会津若松市建設工事発注基準

(平成19年12月 7 日決裁)
(平成20年 3 月26日決裁)
(平成21年 7 月 1 日決裁)
(平成23年 3 月17日決裁)
(平成23年11月22日決裁)
(平成24年 2 月28日決裁)
(平成24年10月31日決裁)
(平成25年 2 月 6 日決裁)
(平成25年 8 月20日決裁)
(平成26年 2 月24日決裁)
(平成26年 6 月23日決裁)
(平成27年 3 月19日決裁)

I 総則

会津若松市（以下「市」という。）の工事に係る発注は、この基準によるものとする。

II 発注方式

工事の発注方式は、次のとおりとする。

発注方式	対象工事
(原則) 制限付一般競争入札	予定価格130万円超の工事
※ 予定価格が1億5,000万円以上で、かつ、技術提案を求めるに相応しい工事については、会津若松市建設工事総合評価方式試行要綱（平成21年6月18日決裁。以下「要綱」という。）に基づく総合評価方式を適用する。 ただし、要綱第2条第2項に掲げる工事については、総合評価方式の対象としないことができるものとする。	
指名競争入札	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条に該当する場合
随意契約	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項に該当する場合

制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者により入札を行わせるものである。

1 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 入札参加の対象者は、次に掲げるものとする。
 - ① 入札参加の対象者は、原則、地元業者とする。地元業者とは、市入札参加資格登録において、市内に所在する本社若しくは本店を登録する業者又は市内の支店若しくは営業所を登録する業者のことをいう。前者を市内業者、後者を準市内業者という。また、入札参加資格要件において設定する業者の所在地区分に係る要件を地域要件という。
 - ② 市内業者又は準市内業者として市入札参加資格者名簿への登載期間が平成15年1月1日以後、通算で2年に満たない準市内業者については、制限付一般競争入札への参加資格を付与しない。ただし、地元業者に施工できる者がいない、又は少ない工事の場合、入札において入札参加者がなかった場合等は、この限りでない。
- (3) 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。この場合において、市入札参加資格登録が本店の場合は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、対象となる工種ごとに建設業の許可を受けていること。
- (4) 市の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。
- (5) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事については、別紙入札参加資格要件一覧に掲げる要件を満たしていること。ただし、当該要件を満たす者に施工できる者がいない、又は少ない工事の場合、入札において入札参加者がなかった場合等は、この限りでない。なお、入札参加資格要件一覧に掲載のない工種の工事については、発注の都度、要件を定める。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、工事の発注ごとに定める要件を満たしていること。

2 資格総合点数（共通点数＋特別点数）

市入札参加資格者（工事登録業者に限る。以下同じ。）には、すべて工種別に共通点数と特別点数の合計である資格総合点数を付し、当該点数に

より入札参加対象者を設定する。

ただし、特別点数の加算については、入札参加者が選択することができるものとする。

(1) 共通点数

共通点数は、経営事項審査の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値とする。

① 経営事項審査の有効期間は、審査基準日から19か月間であることから、市が発注する工事を直接請け負おうとする者は、毎年、定期的に経営事項審査を受けなければならない。

② 審査基準日から19か月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が継続せず切れ目が生じた場合の総合評定値は、0点とする。

(2) 特別点数

特別点数は、次に定める項目の数値の合計値とし、地元業者にのみ配点する。

工事成績点

- ・工事成績点は、前年度、市優良建設工事表彰実施要綱に基づく表彰を受けた者に対して、1年に限り、すべての工種に配点する。
- ・工事成績点は、表彰1回につき10点とする。

3 入札の参加申込み

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書（第1号様式）を市に提出しなければならない。ただし、電子入札による入札の場合は、会津若松市電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）に基づき、参加申込書の提出は、不要とする。（特定建設工事共同企業体の場合を除く。）

4 入札保証金

制限付一般競争入札に参加する者の入札保証金については、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）の規定により免除する。

5 参加資格の喪失

制限付一般競争入札に参加しようとする者で当該制限付一般競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付一般競争入札に参加させてはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当するに至ったとき。
- (2) 制限付一般競争入札参加申込書等の書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなったとき。

6 設計図書等の閲覧

- (1) 対象工事の設計図書等は、会津若松市財務規則第118条の規定による公告の日から郵便入札については入札参加申込期限まで、電子入札については入札期限まで閲覧することができる。
- (2) 閲覧方法については、入札公告に示すものとする。
- (3) 設計図書等について質問がある場合は、発注工事ごとに公告で定める質問期限までに、質問書（第2号様式）により市長に質問をすることができる。
- (4) 市長は、前号の質問に対し、質疑応答書（第3号様式）により回答するものとする。

7 入札参加資格の審査

制限付一般競争入札の参加者に対し、入札後、入札参加資格の審査を行い、落札者を決定するものとし、当該審査の方法については別途定める。

指名競争入札

指名競争入札とは、優秀にして確実なる者に工事を請け負わせるため、厳正かつ公平に入札者を選定し、入札を行わせるものである。

1 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。この場合において、市入札参加資格登録が本店の場合は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、対象となる工種ごとに建設業の許可を受けていること。
- (3) 市の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。
 - ・入札参加資格者名簿登録後における不誠実行為の有無
 - ・入札参加資格者名簿登録後における経営状況
 - ・入札参加資格者名簿登録後における工事成績
 - ・当該工事における地域的条件
 - ・手持ち工事の状況

- ・当該工事施工についての技術的適性
- ・入札参加資格者名簿登録後における安全管理の状況
- ・入札参加資格者名簿登録後における労働福祉の状況

2 業者の選定数

業者の選定数は、次の表によるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

区 分	工事の予定価格	選定業者数
1	130万円超 500万円未満	5
2	500万円以上 1,000万円未満	6
3	1,000万円以上 5,000万円未満	8
4	5,000万円以上	10

3 その他

その他の事項については、制限付一般競争入札の場合を準用する。

Ⅲ その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成20年1月1日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事に適用する。

(会津若松市建設工事等発注基準の廃止)

- 2 会津若松市建設工事等発注基準（平成16年3月31日決裁）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、平成21年7月6日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知

を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、平成25年4月1日以後に契約を締結する工事から適用し、平成25年4月1日より前に契約を締結する工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、平成25年10月11日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、決裁の日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、平成26年7月1日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市建設工事発注基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結する工事については、なお従前の例による。